

<取引業者の皆さまへ>

いくつかの大学において公的研究費の不正使用が発覚するなど、大学の信用を失墜させ、国民の信頼と負託を大きく損なう事案が発生しました。研究費の不正使用事案には、取引業者が加担する事案も多く存在します。本学におきましては、不正使用防止に向け厳格に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

<公的研究費の不正使用について>

公的研究費の不正使用とは「実体を伴わない虚偽の書類（架空取引・架空請求）を作成し、実態があったものと

して大学に提出し、不正に研究費を支出させる行為」です。

① 預け金

取引業者に架空取引（物品を架空発注）を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費

を支出させ、そのお金を預け金として取引業者に管理させる行為

② 書類の書換え（差換え、品替え、品転）

取引業者に虚偽の請求書等を作成させることにより公的研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物

品に差し替えて納入させる行為

③ 期ずれ

過年度に納品となっている物品の支払いを当該年度に請求し、支払いを受ける行為

<公的研究費の不正使用に対する処分>

① 取引停止

- ・本学では、不正又は不適切な行為を行なった業者に対し、取引停止の措置を行ないません。
- ・取引停止等の措置を講じた場合は、取引業者名を含め、その内容を文部科学省に公表いたします。

<法令順守と不正に関与しない旨の誓約書の提出について>

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、一定の取引実績や不正リスク要因・実効

性等を考慮し選定した取引業者に対し、本学の不正対策に関する方針、ルール等を周知の上、「誓約書」を提出

していただきます。誓約書の内容は以下の通りです。

(1) 貴学の規則等を順守し、不正に関与しません。

(2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は協力致します

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても意義はあり

ません。

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、貴学の通報窓口へ連絡致します。
旨の「誓約書」を提出して

いただきますので、よろしくお願いいたします。

<公的研究費不正使用に関する相談窓口・通報窓口の設置について>

本学教育職員から架空発注や虚偽の書類の作成など不正と思われる取引の相談や要請等が
あった場合は、速や

かに不正使用等に関する「通報窓口」にご連絡ください。